



公共施設等への太陽光発電設備等の 導入計画策定支援

環境省 大臣官房
地域脱炭素政策調整担当参事官室



地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業



【令和8年度予算額 630百万円（新規）】

【令和7年度補正予算額 700百万円】



「宣言から実行へ」。地域脱炭素の実現に向けて、具体的な脱炭素施策の検討・実施、地域人材の育成等を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策推進法、地球温暖化対策計画、GX2040ビジョン等に基づき行う地域脱炭素の取組は、我が国の2050年ネット・ゼロの実現及びこれと整合的で野心的な温室効果ガス削減目標の達成に貢献しつつ、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資することが求められている。

地域脱炭素を実現するためには、地方公共団体が主導となり、自らの事務及び事業の脱炭素化や区域内の脱炭素化に向けた具体的な施策を検討・実施すること、地域共生・地域裨益型の再エネを導入すること、地域中核人材の活用・育成・連携等を行うことが不可欠であり、そのための支援を全国的・集中的に実施する。

2. 事業内容

地方公共団体等による、公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定、主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施、風力発電に係る促進区域等の設定に向けたゾーニング、地域脱炭素実現に向けた地域中核人材の活用・育成・連携等に対する支援を行う。併せて、地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討を行う。

（1）具体的な脱炭素施策の検討・実施支援

- ①公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援
- ②主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施支援
- ③地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討

（2）地域共生・地域裨益型の再エネ導入支援

風力発電に係る促進区域等の設定に向けたゾーニング等に対する支援

（3）地域脱炭素実現に向けた中核人材の活用・育成・連携事業

- ①脱炭素まちづくりアドバイザー派遣・相談
- ②地域における中核人材育成研修
- ③地域の実情に応じた官民連携強化

3. 事業スキーム

■事業形態：（1）① （2）間接補助事業（定率、上限設定あり）
（1）②③ （3）委託事業

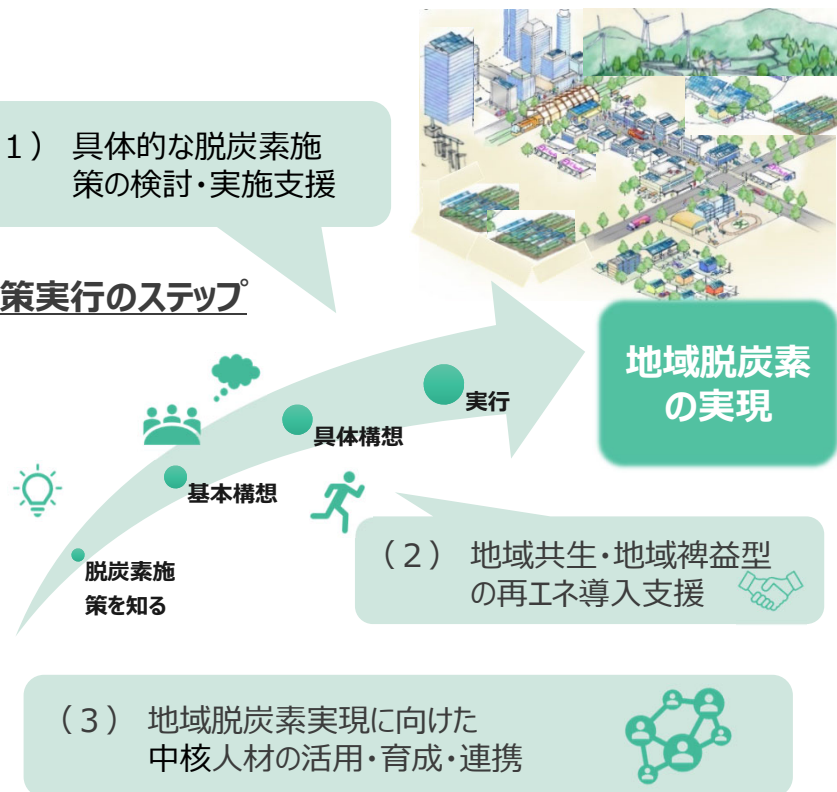
■補助・委託先：（1）① 民間事業者・団体等（ただし地方公共団体との共同実施に限る） （2）地方公共団体
（1）②③、（3）民間事業者・団体等

■実施期間：令和8年度～令和12年度

4. 事業イメージ

（1）具体的な脱炭素施策の検討・実施支援

施策実行のステップ



お問合せ先：（1）（2）環境省 大臣官房 地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109 （3）環境省 大臣官房 地域政策課 電話：03-5521-8328

地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業のうち、 (1) 具体的な脱炭素施策の検討・実施支援



公共施設等への再エネ導入計画策定、主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施を支援します。

1. 事業目的

地域脱炭素を実現するためには、地方公共団体が主導となり、ゼロカーボンシティ宣言や地方公共団体実行計画の策定等にとどまらず、具体的な脱炭素施策の「実行」に移すことが求められる。これを後押しするため、公共施設への太陽光発電設備の導入等による自らの事務及び事業の脱炭素化や、地球温暖化対策計画等に基づく主体ごとの役割を踏まえた区域内的の脱炭素化について、その具体的な施策の検討・実施を支援する必要がある。

2. 事業内容

① 公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援

民間事業者・団体等との協働による公共施設等における太陽光発電設備等の発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、再エネ設備の導入に向けた計画策定を支援する。

② 主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施支援

地球温暖化対策計画等に基づく主体ごとの役割を踏まえ、都道府県等を核とし、管内市区町村をはじめとする他の地方公共団体や地域の関係者等と共同・連携した具体的な施策の検討や実施体制の構築、事業の実施等を支援する。

③ 地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討

地球温暖化対策計画の見直し等を踏まえ、地域脱炭素実現に向けた課題解決や先行的な取組の横展開等を図るための検討を行う。

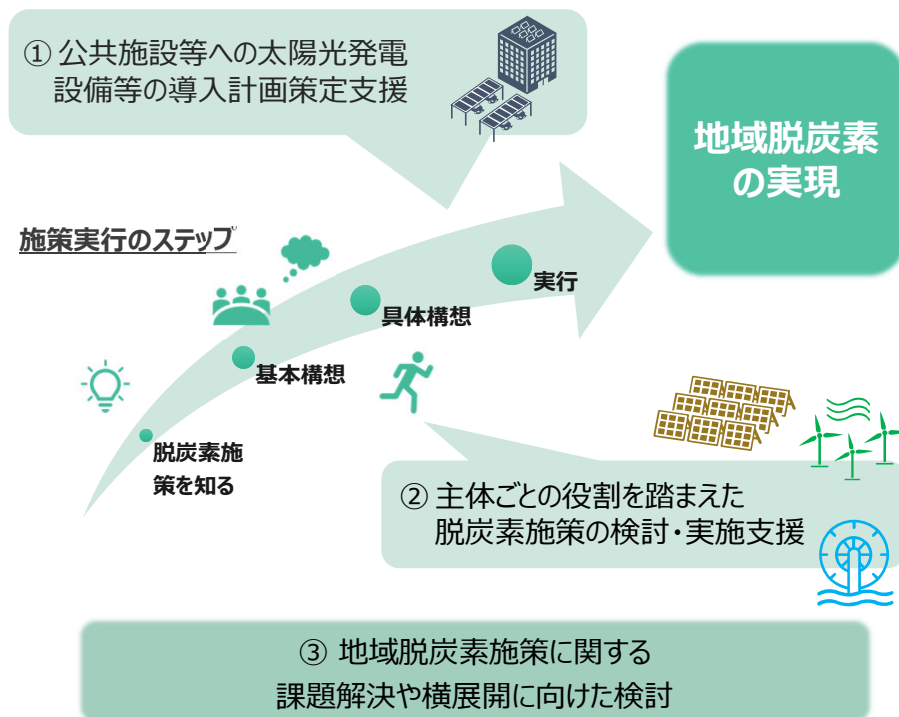
3. 事業スキーム

■ 事業形態： ① 間接補助1/2（上限1,000万円）※対象施設により上限1,500万円
②③ 委託事業

■ 補助・委託先： ① 民間事業者・団体等（ただし地方公共団体との共同実施に限る） ②③ 民間事業者・団体等

■ 実施期間： 令和8年度～令和12年度

4. 事業イメージ



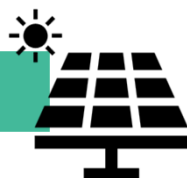
お問合せ先： 環境省 大臣官房 地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109

地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業のうち、 ①公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援

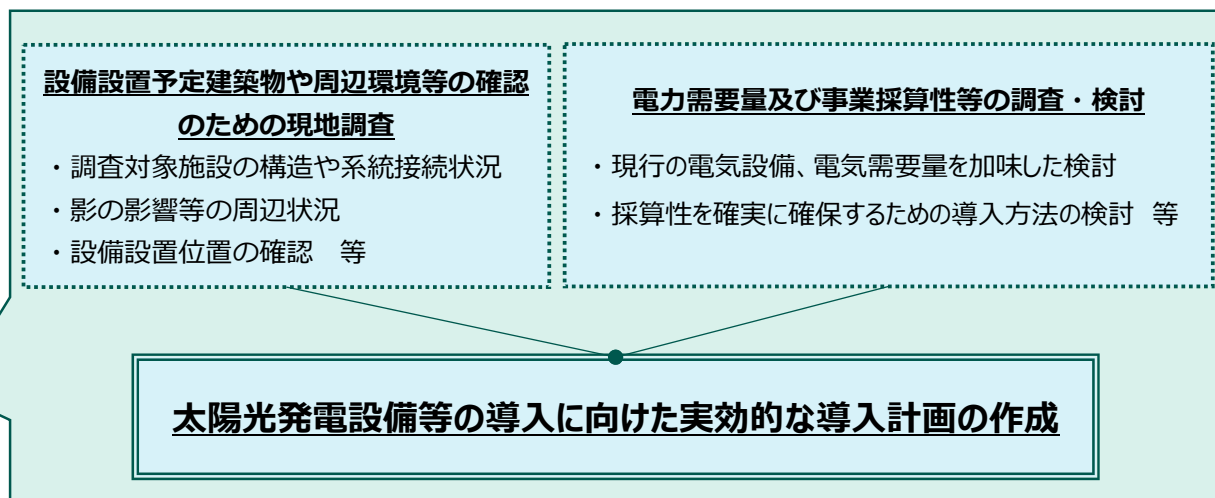


- ◆地方公共団体の公共施設に関しては、2030年度までに4.82GWの太陽光発電設備導入目標に対し、**2025年度までの導入量は0.300GW**にとどまっており、目標達成に向けた導入の加速化が必要。
- ◆本事業では、民間事業者・団体等を補助対象とし、地方公共団体との共同による**設備設置予定建築物や周辺環境等の確認のための現地調査、電力需要量、事業採算性等**を踏まえた**太陽光発電設備の導入に向けた計画策定を支援**することで、地方公共団体の公共施設等における最大限の再エネ設備の導入を図る。
 - 補助上限：1,000万円（対象施設により上限1,500万円）
 - 補助率：1/2

＜太陽光発電設備等の導入フロー＞



＜導入可能性調査の具体例＞



＜公共施設等における再エネ設備の導入事例＞



武道館における太陽光発電設備設置（福岡山市）



市庁舎駐車場におけるソーラーカーポート（宮古島市）

地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業のうち、 ①公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援

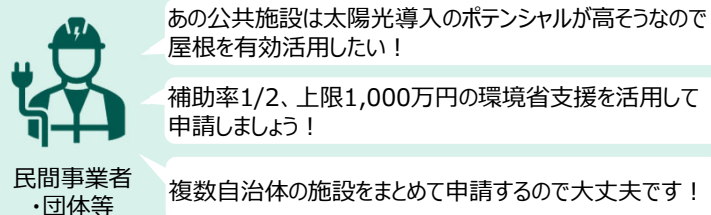


- ❖ 2030年度46%削減目標の達成と2050年脱炭素社会の実現に向けて、**2030年度までに設置可能な公共施設等の約50%に太陽光発電設備を導入し（6.0GW）、2040年度までに100%導入**を目指す。
- ❖ 地方公共団体の公共施設においては、2030年度までに4.82GWの太陽光発電設備導入目標に対し、**令和7年度までの導入量は0.300GW**にとどまっており、目標達成に向けて導入を加速化していく必要がある。
- ❖ 本事業では、民間事業者・団体等との協働による**設備設置予定建築物や周辺環境等の確認のための現地調査、電力需要量及び事業採算性等**を踏まえた**太陽光発電設備の導入に向けた計画策定を支援**することとしている。なお、補助対象は民間事業者・団体等であり、**地方公共団体には費用負担が生じない制度設計**としている。ただし、地方公共団体が対象経費の一部（例えば1/2）を任意に負担することを妨げるものではない。

ご参考：施設種別による導入適性や導入事例（導入効果含む）に関するとりまとめ資料を環境省HPで公開しています。ぜひご参照ください。https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/local_keikaku/jimu/files/tool/202603pvjirei.pdf

【事業内容のイメージ（例）】

① 事業者と自治体のマッチング



営業

声かけ

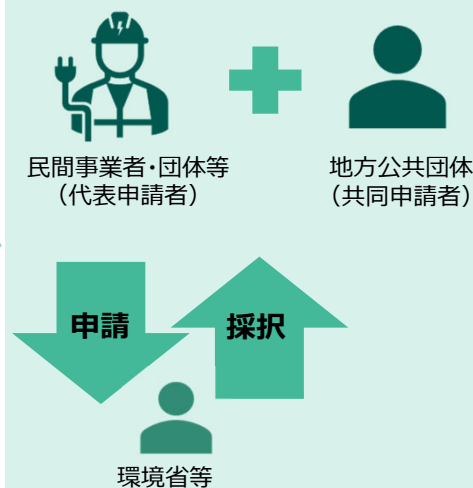
公共施設に太陽光導入するための可能性調査したいけど単独予算は少ない…

自組織だけではノウハウも少なく、どうしたら良いのかわからない…

地方公共団体

- 複数地方公共団体を共同申請者として、単一の民間事業者等が申請することも可
- **補助上限は1,000万円（対象施設数により上限1,500万円）**
（過年度事業では上限800万円）
- **補助率は1/2（過年度事業では補助率3/4）**

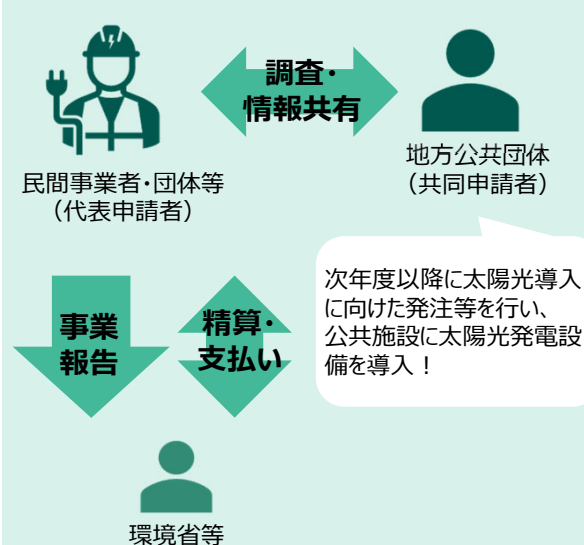
② 共同して執行団体へ申請、採択



申請の主体は民間事業者。地方公共団体は民間の計画への同意。

- 耐震性、積載荷重を確認できる資料がある施設を調査対象とすること
- 実効的な導入計画策定に向けた詳細な調査・検討も可

③ 補助事業の実施及び事業実施後



- 民間事業者等は、その後の導入につながる調査や見積書の提出など、設備導入の実現に資する調査・報告を行う
- 当該事業終了後3年以内に設備導入を行う
- 環境省等による進捗の確認あり



地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共避難 施設・防災拠点への自立・分散型エネルギー設備等 導入推進事業について

環境省 大臣官房
地域脱炭素事業推進課



本事業の背景・課題と目的

背景・課題

- 近年、台風等の災害が頻発化・激甚化しており、全国各地で大きな被害をもたらしている。**令和6年能登半島地震の発生により、基幹道路の寸断による停電の長期化等の課題が顕在化した。**
- 自治体では大規模災害に備え、**地域防災計画を策定し**、住民の生命や財産を守るために、**避難所や防災拠点を整備している。**
- また、行政自身が被災した際に、災害対応等の緊急業務を適切に行うため、あらかじめ**業務継続計画（BCP）を策定し、非常時の行政機能継続を確保**している。
- **行政機能を維持し、迅速に対応するためには、災害時に機能を発揮する拠点（避難所や防災拠点）の非常用電源の確保が重要であり、停電時に自立可能な再生可能エネルギー設備は非常に有用**である。
- 2021年10月に地球温暖化対策計画（改訂）を閣議決定し、**2030年度に2013年度比46%削減**を目指し、更に50%の高みに向けて挑戦、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロ（カーボンニュートラル）を 目指すこととしている。

本事業の目的

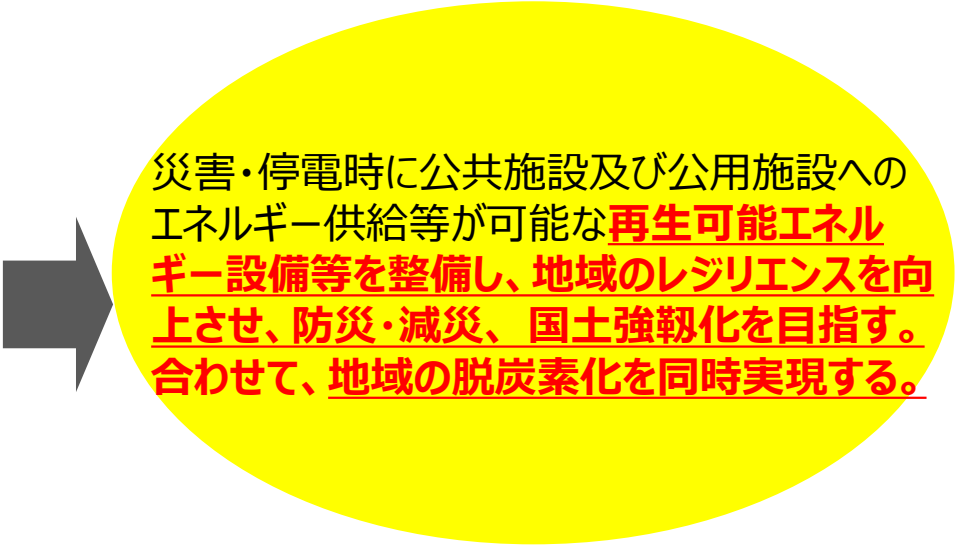
地球温暖化対策計画（改訂）（令和7年2月18日閣議決定）

日本は、2021年4月に、**2030年度において、温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続ける**ことを表明した。

改定された地球温暖化対策計画には、この新たな削減目標及びその実現に向けた対策・施策を位置付けており、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路を弛まず着実に歩んでいくことを示すことで、政策の継続性・予見性を高め、脱炭素に向けた取組・投資やイノベーションを加速させ、排出削減と経済成長の同時実現に資する地球温暖化対策を推進していく。

第1次国土強靱化実施中期計画 （令和7年6月6日閣議決定）

自然災害の激甚化・頻発化に伴い長期化する災害対応に適応するため、自立と連携の両面から地域防災力の強化を図る。被災地において被災者が安全に、安心して生活できる避難所環境や支援者が最大限の力を発揮できる活動環境の整備を推進し、地域の災害時における自立性の強化を図る。



災害・停電時に公共施設及び公用施設へのエネルギー供給等が可能な再生可能エネルギー設備等を整備し、地域のレジリエンスを向上させ、防災・減災、国土強靱化を目指す。合わせて、地域の脱炭素化を同時実現する。

令和7年以降に発生した災害 ～大雨や台風、地震災害リスク～



<令和7年以降に発生した災害事例（抜粋）（内閣府、国交省等各省庁、各自治体HPより）>

年度・災害名

災害事象

岩手県大船渡市の林野火災【激甚災害】

- ・令和7年2月26日大船渡市にて山林火災が発生し、損傷面積は2,900ha
- ・計16の避難所を開設し、避難所における最大避難者数は1,249人

令和7年1月8日からの大雪等による被害

- ・北日本から西日本にかけて72時間の降雪量が100センチを超える
- ・青森県・新潟県・福島県などで一時的な停電や名神高速・九州道など広範囲での高速道路等の通行止め

令和7年2月4日からの大雪等による被害

- ・北海道の一部地域、福島県、新潟県で積雪の深さが観測史上1位を値を更新
- ・近畿地方を中心に最大で2万3千戸が停電

トカラ列島近海を震源とする地震（令和7年7月3日発生）

- ・マグニチュード5.5、鹿児島県十島村において、最大震度6弱の揺れを観測
- ・短期間に1,000回以上の地震活動を観測し、悪石島、小宝島において避難所が開設

令和7年8月6日から低気圧と前線による大雨【激甚災害】

- ・24時間降水量が500ミリを超える記録的な大雨となり、鹿児島県、熊本県の一部地域に対して、大雨特別警報を発表
- ・首都圏や九州地方を中心に最大で2万8千戸が停電

青森県東方沖を震源とする地震（令和7年12月8日発生）

- ・マグニチュード7.5、青森県八戸市で最大震度6強の揺れを観測
- ・北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたほか、太平洋沿岸に津波警報が発令

令和8年1月21日から大雪による被害

- ・北海道地方から中国地方では積雪の深さが平年の2倍以上となる箇所があり、短時間で急激な積雪

令和8年熊本地震（令和8年7月28日発生）【激甚災害】

- ・マグニチュード7.1、熊本県宇城市、氷川町において、最大震度7の揺れを観測
- ・最大506箇所の避難所が開設され、9,931人が避難。



令和7年1月8日からの大
雪の状況
(近畿地方整備局ホームページより)



青森県東方沖を震源とする地
震の道路被害 (内閣府ホームページから)



令和8年熊本地震の被害状況
(国土交通省ホームページから)

「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（令和5年5月改定）【内閣府（防災担当）】

- 人命救助の観点から重要な「72時間」は、外部からの供給なしで非常用電源を稼働可能とする措置が望ましい。
- 停電の長期化に備え、1週間程度は災害対応に支障がでないよう準備することが望ましい。



【令和8年度予算 2,000百万円（2,000百万円）】

【令和7年度補正予算額 4,000百万円（＜一般分＞2,000百万円、＜エネ特分＞2,000百万円）】

災害・停電時に公共施設等へエネルギー供給が可能な自立分散型エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

第1次国土強靱化実施中期計画（令和7年6月6日閣議決定）における「避難施設・防災拠点への再生可能エネルギー・蓄エネルギー・コージェネレーション等の災害・停電時にも活用可能な自立分散型エネルギー設備の導入推進対策」として、また、地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）に基づく取組として、地方公共団体における公共施設等への再生可能エネルギーの率先導入を実施することにより、地域のレジリエンス（災害等に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設等※1への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

設備導入事業として、再生可能エネルギー設備、熱利用設備、コージェネレーションシステム（CGS）及びそれらの附帯設備（蓄電池※2、充放電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO2設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助する。

※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設及び公用施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき公共施設及び公用施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など）

※2 蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。

（都道府県・指定都市による公共施設等への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。）

3. 事業スキーム

■ 事業形態：間接補助

都道府県・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3

■ 補助対象：地方公共団体

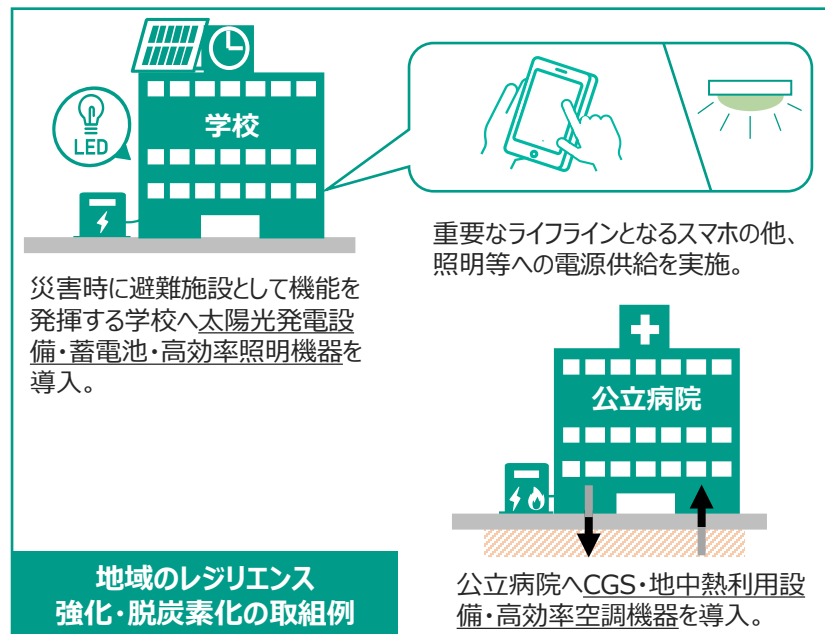
〔PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可〕

■ 実施期間：令和3年度～

4. 支援対象

- 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設等
- 業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持するべき公共施設等

導入
・再生設備
・蓄電池
・CGS
・省CO2設備
・熱利用設備 等



補助対象について

＜補助対象者＞ 地方公共団体（※地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者も可）

＜補助対象施設＞

- ・地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設及び公用施設
- ・業務継続計画により災害発生時に業務を維持すべき公共施設及び公用施設

＜主な補助対象設備＞

①再生可能エネルギー設備等	備考
太陽光発電	パネル出力が10kW以上の場合に限り支援
風力発電	－
小水力発電	－
地中熱利用	ヒートポンプ等、災害時に稼働に十分な電源を確保する場合に支援
廃熱利用設備	－
地熱発電	－
バイオマス発電 バイオマス熱利用／熱電併給	バイオマス資源について、バイオマス依存率を60%以上の場合に支援
コージェネレーションシステム	CO2削減が見込める場合に限り支援

②蓄電池設備	備考
蓄電池	原則、自然変動型の再エネ発電設備を導入する場合は必須とし、据置（定置）型で、平時及び災害時ともに稼働し、災害時に必要な電力量を確保すること

＜補助率＞

補助対象事業者	補助率
(1)都道府県・指定都市※	1/3
(2)市町村 （太陽光発電またはコージェネレーションシステムを導入の場合）	1/2
(3)市町村（上記以外の再エネ設備導入の場合）及び離島	2/3

※都道府県又は指定都市が公共施設に太陽光発電設備を導入する場合は、民間企業を活用した導入方式に限る（PPA・リース等）

③省エネルギー設備	備考
高効率照明機器	災害時に①及び②の設備から電力の供給を受けて稼働する設備に限る
高機能換気設備	同上
高効率空調機器	災害時に①及び②の設備から電力または熱の供給を受けて稼働する設備に限る
高効率給湯機器	同上
エネルギー管理システム	同上
省エネ型浄化槽	30人槽以上の機械設備の場合に支援

④上記に附帯する設備	備考
車載型蓄電池	EVは蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助 （離島の場合は、2/3×4万円/kWh補助） 車載型蓄電池に附帯する充放電設備・充電設備についても補助対象
自営線	－

※②及び③は①の設備と併せて導入する場合に限る。

※④は①～③の設備と併せて導入する場合に限る。

※FIT（固定価格買取制度）による売電やFIP制度の活用は不可

第一次国土強靱化実施中期計画における地域レジリエンス事業の位置付け

- ◆ **避難施設・防災拠点**における災害時に活用可能な**再生可能エネルギー設備等の導入**について、第一次国土強靱化実施中期計画に位置付け、**2030年度までに2,500施設、2035年度までに4,000施設**への導入完了を目標として設定。導入を強力に推進していく。

第一次国土強靱化実施中期計画における記載内容

第4章 推進が特に必要となる施策

1. 施策の内容

(5)地域における防災力の一層の強化《避難所環境の改善・充実》

○避難所等における再生可能エネルギー・蓄エネルギー・コージェネレーション等を活用した自立分散型の電源・エネルギーシステムの構築

- ・ 避難施設・防災拠点への再生可能エネルギー・蓄エネルギー・コージェネレーション等の災害・停電時にも活用可能な自立分散型エネルギー設備の導入推進対策《目標》

指定避難所（約82,000 か所）等のうち、緊急に整備が必要な公共施設等（4,000 か所）における災害時に活用可能な再生可能エネルギー設備等の導入完了率

21%【2023年】 → 62.5%【2030年】 → 100%【2035年】

※『防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策』（R3～R7）において、中長期目標を以下の通り設定。

災害・停電時に機能発揮を可能とした避難施設・防災拠点の箇所数：1000箇所（令和7年度）

2035年度までに
追加3,000箇所を支援
(2018-2024年実績で1,012カ所)

再エネ等を導入することで災害時に役立った事例 -令和6年能登半島地震-

- ◆ 令和6年1月1日に石川県能登半島を震源とする地震(最大震度7)により、広範囲で停電が発生。
- ◆ 環境省補助事業の支援を受け、庁舎に太陽光や蓄電池を導入した珠洲市、学校等にソーラー街路灯を導入した輪島市は、**停電時にも電力が供給され、災害対応業務の遂行やスムーズな避難誘導に寄与した。**

石川県珠洲市

施設名 : 珠洲市役所
導入設備 : 太陽光、蓄電池

<災害時の活用状況>

- ・蓄電池に充電された電力を用いて、震災対応に集まった職員が災害対応業務を進めることができた。

珠洲市役所における太陽光パネル、蓄電池の設置状況

写真提供 : 珠洲市



※平成26年度再生可能エネルギー等導入推進基金事業（環境省）を活用

石川県輪島市

施設名 : 河井小学校ほか28施設
導入設備 : ソーラー街路灯（避難誘導灯）

<災害時の活用状況>

- ・避難所へ通じる避難路にソーラー街路灯（避難誘導灯）を設置したことで、避難所までの円滑かつ安全な避難に寄与。

河井小学校におけるソーラー街路灯設置状況

写真提供 : 輪島市



※平成26年度再生可能エネルギー等導入推進基金事業（環境省）を活用



公募情報等はこちら

